



# 交通事故など第三者の行為によるケガで健康保険を使う場合は必ず届出が必要です!!

速やかに  
当組合にご連絡  
ください!!



## 必ず「第三者の行為による傷病届」を提出してください

交通事故などで健康保険による診察を受ける場合には、必ず健康保険組合に連絡の上、「第三者の行為による傷病届」を提出してください。

健康保険法施行規則第65条により届出が義務付けられており、提出されない場合は、保険給付が受けられなくなる場合があります。

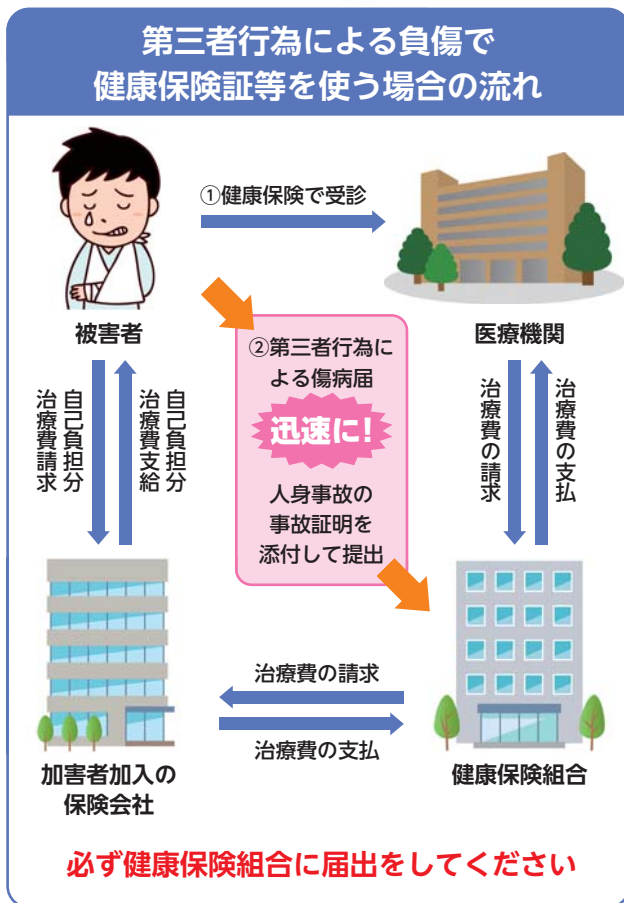
※ご連絡により当組合から「第三者の行為による傷病届」の用紙を送付いたします。

また、任意保険会社で届出の代行を行っている場合があります。その場合は任意保険会社にご連絡ください。

## 治療にかかった医療費を加害者(または保険会社)へ請求します

治療にかかった医療費などは、本来加害者が負担すべきものなので、健康保険組合が一時的にその医療費(自己負担分を除く)などを立て替え、あとで加害者に請求します。これを「損害賠償請求権の代位取得」といいます。

示談などの内容によっては健康保険組合が損害賠償請求権の代位取得ができなくなり、保険給付を受けられなくなる場合があります。また、加害者から同一の事由により損害賠償を受けたときは、健康保険は給付を行わない(免責といえます) ことになっています。



## 第三者行為による事故にあってしまったら

### ●加害者の確認

加害者の住所・氏名・電話番号・勤務先などの身元をまず確認。交通事故では、運転免許証、車両のナンバー、保険加入の有無などを必ず確認しましょう。

### ●警察に連絡

小さな事故でも必ず警察に連絡しましょう。

### ●健康保険組合に連絡を

健康保険組合に連絡し、必要な書類などを速やかに提出しましょう。

### ●医師の診断を受ける

第三者行為によるケガなどであることを正しく伝え、診断書と領収書を忘れずにもらいましょう。

## 仕事中や通勤途中の負傷や病気には健康保険証が使えません

健康保険は業務以外の事由によるケガや病気などに対するの保険給付です。業務中・通勤途中の病気やケガ(業務災害・通勤災害)は、「労働者災害補償保険」により治療を受けることになります。速やかに勤務先の担当部署に連絡してください。

